第６号様式別表５の８記載要領

１　この明細書は、法第72条の２第１項第３号イに掲げる法人が、地方税法等の一部を改正する法律（令和６年法律第４号）附則第８条第２項に規定する比較法人事業税額を算定するため、欠損金額又は個別欠損金額（地方税法等の一部を改正する法律（令和２年法律第５号）附則第１条第５号に掲げる規定による改正前の法第72条の23第４項に規定する個別欠損金額をいう。）について次に掲げる規定の適用を受けようとするときに記載し、第６号様式別表５の７に併せて提出すること。

(1)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第57条第１項又は政令第21条第１項の規定

(2)　地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第２号）附則第１条第９号の２に掲げる規定による改正前の法第72条の23第１項若しくは第４項の規定によりその例によるものとされる地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成27年政令第161号）第１条の規定による改正前の政令（以下この記載要領において「平成27年旧政令」という。）第20条の３第１項若しくは第２項の規定による読替え後の所得税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第９号）第２条の規定による改正前の法人税法第57条第１項若しくは第58条第１項又は平成27年旧政令第21条第１項の規定

２　法第72条の２第１項第３号に掲げる事業に係る欠損金額等又は災害損失欠損金額の計算をして記載すること。

３　「控除前所得金額①」の欄は、法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は第２項（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成23年法律第29号）（以下この記載要領において「震災特例法」という。）第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定の適用を受ける場合には、これらの規定により損金に算入する金額を控除した金額を記載すること。

４　「損金算入限度額②」の欄は、中小法人等事業年度（法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第20条の３の規定による読替え後の法人税法第57条第11項各号に掲げる法人の同項各号に定める各事業年度をいう。）に該当しない事業年度にあっては「又は100」を抹消し、その他の事業年度にあっては「50又は」を抹消すること。

５　「控除未済欠損金額等又は控除未済災害損失欠損金額③」の欄の記載に当たっては、次によること。

(1)　令和８年３月31日以前に開始する事業年度については、直近に提出した法第72条の２第１項第３号に掲げる事業に係る第６号様式別表９の「翌期繰越額⑤」の欄の金額を記載すること。

(2)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第２項の規定による読替え後の法人税法第57条第２項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定により欠損金額又は災害損失欠損金額とみなされる金額を含めて記載すること。

(3)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる政令第21条第２項の規定による読替え後の法人税法第57条第４項の規定の適用を受ける場合には、同項の規定によりないものとされる欠損金額又は災害損失欠損金額を控除して記載すること。

(4)　法第72条の23第１項の規定によりその例によるものとされる法人税法第59条第１項又は第２項（震災特例法第17条第１項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）　の規定の適用を受ける場合には、法人税法第57条第５項の規定によりないものと